

障害者相談サポートセンター整備費補助要綱

(趣旨)

第1条 障害者相談サポートセンター事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

第1条に規定する障害者相談サポートセンター事業（以下「センター事業」という。）を行う施設の整備に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者のうち、センター事業を委託している者又は委託を予定している者とし、補助対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) センター事業を実施する施設（以下「センター」という。）の開設（センターを利用する者の利便性の向上のためにセンターを移設する場合及び補助金の交付を受けようとする者の責めによらない理由によりセンターを移設する場合を含む。）に必要な経費
- (2) 風水害、火災その他のセンターの責めに帰することができない事由により、センターが被害を受けた場合に、センターを新設、改修又は補修に要する経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額の3分の2（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）とする。

(添付書類)

第4条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者相談サポートセンター整備計画書（第1号様式）
- (2) 申請年度の前年度の財産目録及び貸借対照表（社会福祉法人に限る。）
- (3) 建物の位置図及び平面図
- (4) 建物の設計図及び仕様書
- (5) 見積書
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(実績報告)

第5条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者相談サポートセンター結果報告書(第2号様式)
 - (2) 申請年度の歳入歳出決算見込書
 - (3) 建物のしゅん工図
 - (4) 建物検査証の写し
 - (5) 領収書の写し
 - (6) 建物の写真
 - (7) 建物の帰属を証する書類の写し
 - (8) その他市長が必要と認めた書類
- (財産処分の制限)

第6条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める年数とする。ただし、災害等により市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 購入し、又は新築し、若しくは増改築した建物 15年
 - (2) 模様替えし、又は賃借している建物 5年(賃貸借契約の期間が5年未満であり、かつ、当該契約の更新をする場合に再び権利金等の支払いを要することが明らかであるときは、当該契約期間)
 - (3) 補助対象となった1件10万円以上の備品 3年
- (届出)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助対象となった施設が前条に規定する期間中に滅失し、又は使用目的を損なう程度の損傷を受けたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(書類の整備)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類等を当該補助事業の完了した日が属する市会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	補助対象経費	補助基本額
建物の購入、 新築、増改 築、模様替等	1 工事費 2 購入費 3 その他市長が必要と認 める経費	450万円と実支出額のい ずれか少ない額
建物の賃貸借 契約	1 賃貸借契約の際に支払 う権利金、礼金等 2 開設までの家賃 3 その他市長が必要と認 める経費	45万円と実支出額のい ずれか少ない額
器具、備品等 の購入	センターの開設時の器具、 備品等の購入費	45万円と実支出額のい ずれか少ない額

第 1 号様式（第 4 条関係）

障害者相談サポートセンター整備計画書

施設	所在地	
	名称	
設置主体の名称		
経営主体の名称		
整備区分		・開設 ・移転（移転後の所在地 移転年月日） ・災害等（被災年月日）
施設の規模		人（整備前）人
対象障害者		
事業開始年月日		
施設の規模及び構造	敷地面積	
	敷地の所有関係	
	建物の規模及び構造	
工事費		
建物購入費		
器具、備品購入費		
敷金、礼金等		
その他必要と認める経費		
整備（整備予定）費用合計		
財源内訳	市補助金	
	設置者負担分	

第 2 号様式（第 5 条関係）

障害者相談サポートセンター結果報告書

施設	所在地	
	名称	
設置主体の名称		
経営主体の名称		
整備区分		<ul style="list-style-type: none"> ・開設 ・移転（移転後の所在地 移転年月日） ・災害等（被災年月日）
施設の規模		人（整備前 人）
対象障害者		
事業開始年月日		
施設の規模及び構造	敷地面積	
	敷地の所有関係	
	建物の規模及び構造	
工事費		
建物購入費		
器具、備品購入費		
敷金、礼金等		
その他必要と認める経費		
整備費合計		
財源内訳	市補助金	
	設置者負担分	